

コンプライアンス教育に関する規程

一般社団法人京都光科学研究所

柄谷肇（代表理事・所長）

制定 令和 3 年 3 月 23 日

第 1 条 目的

一般社団法人京都光科学研究所（以下、当研究所）の運営・管理に関わる全ての構成員がコンプライアンスについて理解を深め、当研究所の運営費や研究費を不正に使用することを防止するために、不正の内容や処分などについて理解することを目的とする。

第 2 条 受講対象者

当研究所の運営・管理に関わる全ての構成員に対して適用される。

第 3 条 教育内容

教育内容は、当研究所における「一般社団法人京都光科学研究所における科研費等公的研究費の運営・管理に関する規程」、および文部科学省ホームページ記載の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を基本とし、不正防止対策の理解や意識を高める内容として、具体的な事例、機関への影響、運用ルール・手続・告発等の制度などの遵守すべき事項、不正が発覚した場合の懲戒処分・自らの弁償責任、配分機関における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置などとする。

第 4 条 教育実施方法

(1) 年に一回、次項に記載の資料を熟読および外部コンテンツを受講したうえで、理解度テストを受けるものとする。

ただし、非常勤研究員については、所属大学あるいは研究機関でコンプライアンス教育を受講した記録を提出することで、本研究所の教育を受けたものとみなす。

(2) 使用する資料および外部コンテンツ

資料

- ・「一般社団法人京都光科学研究所における科研費等公的研究費の運営・管理に関する規程」
- ・文部科学省ホームページ記載の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」

外部コンテンツ

- ・文部科学省ホームページ記載の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に係るコンプライアンス教育用コンテンツ
(ただし、職員は「管理者向け」、研究者は研究者向けを受講のこと)

附則

- ・本規定の改定・改廃は、代表理事・所長とする。
- ・本規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

【参考】

[Microsoft Word - \(2020-6-17_check 済\)科研費等公的研究費の運営・管理に関する規程.docx \(luminous-science.jp\)](#)

[研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 2 月 18 日改正） \(mext.go.jp\)](#)

[研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について 管理者向け - YouTube](#)

[研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について 研究者向け - YouTube](#)